

## 「緊急提言」

### 心理職支援ネットワーク

代表 今井 たよか

当団体は、心理支援を業務とする心理専門職の相互支援を目的とするネットワークです。現在、日本ではさまざまな立場の心理専門職が、それぞれの分野で国民の心の健康のために業務を行っているところです。今般誕生する公認心理師が、従来行われてきた心理支援を円滑に引き継いでいくことは、心理支援を要する人々やその家族や関係者にとって、大変重要なことであると考えられます。しかし、2018年9月に実施された第1回公認心理師試験の受験資格の認定にあたって、以下のとおり問題のある取扱いがなされ、多数の受験生を混乱に陥らせました。このことに鑑み、試験実施機関である一般社団法人日本心理研修センター（以下、センター）及び厚生労働省、文部科学省の各機関に対して以下のとおり申入れをいたします。

#### 1 第1回公認心理師試験における受験資格問題

第1回公認心理師試験においては、公認心理師法が定める受験区分のうち「区分 G」（公認心理師法附則2条2項）「分野施設コード」「902」の施設（私設の心理相談室等）で受験申込みをした出願者のうち、受験を認められなかった者がかなりの数生じました。「区分 G」は、いわゆる現任者として従前より公認心理師が担うべき心理職の業務に一定期間従事していた実務経験者について、一定の講習（現任者講習）の履修を条件に施行後5年に限り受験資格を付与するというものです。第1回公認心理師試験においては、実務経験を明らかにするのに必要な書類を「実務経験証明書（必要に応じて、実務経験を客観的に証明する書類等）」とされておりますが、区分 G のうち「分野施設コード」「902」の施設（私設の心理相談室等）については「当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類（「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し）」の添付が求められておりました。

ところが、実際に出願された出願者のうち、もともと臨床心理士等の心理職として実務経験を有してはいるものの、上記書類の不備を理由に受験資格が認められないとセンターより通知を受けた者が一定数生じました。

受験資格を認められなかった出願者からの申出等を受けて、センターは2018年8月に至り、追加資料の提出を認めた上で再審査する措置を講じましたが、それによっても受験資格を得られず、受験の機会を逸した者が少なからずいるところです。当団体において、関係者等から調査をした結果、上記受験資格判定手続においては、明確な判断基準が明示されておらず、判定の内容も不合理な基準ないし理由によって受験資格が認められなかった事例を複数例確認しております。

このような受験資格判定におけるセンターの対応は、公正であるべき国家試験の適正さに疑念を生じさせるものであり、中立性や公平性からみて公認心理師法の趣旨にそぐわないものと言わざるをえません。

## 2 受験資格判定基準の明確化及び判定手続の適正化を求めます。

以上述べた第1回公認心理師試験実施にあたっての受験資格判定手続において生じた問題に照らせば、本年に実施予定の来たる第2回公認心理師試験においては、以下のとおり、受験資格判定基準を明確化した上で、判定手続についても疑義が生じないような適正な手続にて行われるよう強く求めます。

### (1) 受験資格判定基準の明確化

受験資格区分の区分 G、とりわけ「分野施設コード」「902」の施設(私設の心理相談室等)に該当するか否かの判定基準については、必要な書類の例示、記載内容等を受験者に疑義が生じることのないよう具体的かつ詳細に記載し、判定基準が客観的に明らかになるよう改めること。

必要書類については、「当該施設が、法第2条第1号から第3号の業務を行っていたことが明記されている書類(「税務署への開業届」、「会社・法人登記簿謄本」、「定款」等において、当該施設が上記業務を行っていたと明確に判断できる箇所の写し)」に加えて、パンフレット、ホームページ等の資料提出も認め、そのような資料が提出できない場合は、他の手段による証明方法も適宜認めること。

### (2) 受験資格判定手続の適正化

受験資格判定に当たっては、事前に明示された判断基準に基づき、客観的かつ合理的な方法により判定すべきであり、判定をする際は、事後的に検証しえ、また判定により受験資格が与えられなかった受験者に不服申し立ての機会を与えられるよう、判定理由を具体的かつ詳細に明らかにすべきである。

### (3) 受験要項、ホームページ等での周知徹底

以上の(1)、(2)の内容については、受験要項、受験願書等に明示し、センターのホームページ等にも掲載し、受験者に対して広く周知されるような措置を講ずべきである。また、公認心理師法24条に基づく審査請求についての教示も周知徹底すべきである。

※なお、分野施設コード902以外の受験資格についても現在調査中です。